

項	頁番号	項目	意見・質問等	理由	回答
1	8	2.1.2. 現行地震DISの課題とあるべき次期地震DIS像の整理	「現行地震DISの課題とあるべき次期地震DIS像の整理」の成果物は改訂版要件定義書・基本設計書となりますのででしょうか。或いは、別途報告書を作成する必要がありますでしょうか。	成果物を明確化し、見積もり精度を向上させるため。	成果物としては必要に応じて改訂した要件定義書・基本設計書を想定しております。
2	10	2.1.4. 開発及び構築 (1) クラウド環境構築・オンプレミス機器設定	「次期地震DISのクラウド部分はガバメントクラウド上で運用される予定であることから、開発環境からガバメントクラウドへの移行を十分考慮した上で開発環境の選定を行うこと。」と記載されていますが、ガバメントクラウド環境への移行時期は、払い出し後の令和6年度以降となるため、移行作業は本業務に含まれないとの認識でよろしいでしょうか。	見積工数に影響があるため。	令和6年1月頃にガバメントクラウドの払い出しを行い、開発環境からガバメントクラウド環境への移行を行います。このため、本業務に移行作業を含みます。 この点が明確になるよう、仕様書を修正しました。
3	10	2.1.4. 開発及び構築 (1) クラウド環境構築・オンプレミス機器設定	ガバメントクラウドの払い出し手続きにおいて、「内閣府の十分な支援を行うこと」とございますが、現時点のガバメントクラウド払い出しの時期はいつ頃となる想定でしょうか。	ガバメントクラウド払い出しの立会においてはCSPの上級クラウド資格取得者が必要となるため、本業務の期間内であるR5年度中の想定か、R6年度中の想定かを確認させて頂きたく存じます。	令和6年1月頃を想定しております。
4	10	2.1.4. 開発及び構築 (1) クラウド環境構築・オンプレミス機器設定	次期総合防災情報システム 機器調達・保守業務において調達される各機器の仕様について、本業務での詳細設計後、追加や見直しが必要となった場合は、次期総合防災情報システム 機器調達・保守業務の変更契約により追加調達頂く想定で宜しいでしょうか。	並行業務とのSOW明確化のため。	ご認識の通りです。 次期総合防災情報システム等機器調達・保守業務の変更契約により追加調達を行う想定です。
5	10	2.1.4. 開発及び構築 (1) クラウド環境構築・オンプレミス機器設定	クラウド環境やオンプレミス機器にインストールするセキュリティソフトについては、貴府指定のものはありませんでしょうか。本業務受注者で適切なセキュリティソフトを選択する想定でしょうか。	貴府要求内容の明確化のため。	セキュリティソフトは、内閣府（防災担当）より指定いたします。
6	11	2.1.4. 開発及び構築 (3) 設置作業	「「次期総合防災情報システム等 機器調達・保守業務」にて納入された機器を内閣府（防災担当）の指定する箇所に設置をし、設計通りの構成となっていること、正常に稼働することを確認する。」との記載がありますが、次期総合防災情報システム 機器調達・保守業務受注者側はキッティング作業で設定が完了した機器等を内閣府（防災担当）の指定する施設の受入場に「軒先渡し」することで「納品」と見なし、荷下りしから機材の設置及び配線は全て本業務の範囲内にて実施する理解で相違ないでしょうか。	次期総合防災情報システム等 機器調達・保守業務側の「納品」作業と本業務の作業範囲に抜け漏れが無いよう確認するため。	ご認識の通りですが、受渡の詳細については「次期総合防災情報システム等 機器調達・保守業務」の受注者と協議となる認識です。
7	12	2.1.4. 開発及び構築 (3) 設置作業 ウ. 設置作業	「設置場所においては、設置機器等は19インチ標準ラックに収納し、耐震対策を実施すること。」との記載がありますが、4/27付で官報公示された「次期総合防災情報システム等 機器調達・保守業務」の調達仕様書には、「19インチ標準ラック」は調達機器リストに含まれていないように見受けられます。次期地震DISについては、既設ラックへの搭載を前提か、確認させて頂きませう、お願い致します。	本業務における必要機器の明確化のため。	「19インチ標準ラック」は必要に応じて「次期総合防災情報システム等 機器調達・保守業務」にて調達いたしますので本業務の範囲外です。
8	13	2.1.4. 開発及び構築 (3) 設置作業 ク. 評価（検証）環境の構築	「評価（検証）環境については、内閣府（防災担当）と協議のうえ、適切に構築すること。」と記載されていますが、2.1.4(1)の受注者が準備する開発環境とは別で、運用後に使用する環境との認識でよろしいでしょうか。また、本環境は、内閣府稼働側からガバメントクラウド等によりご提供いただける認識でよろしいでしょうか。	見積工数に影響があるため。	運用後に使用する環境という点はご認識の通りです。令和6年4月からの使用に向けて、必要に応じて本業務内で構築を行う想定です。 評価（検証）環境はガバメントクラウドからの払い出しは行わない予定のため、本業務の受注者にて用意いただく必要があります。
9	13	2.1.4. 開発及び構築 (3) 設置作業 ク. 評価（検証）環境の構築	「ク 評価（検証）環境の構築」と記述されておりますが、P.16に受入テスト環境の構築についても記述があります。システム構成やリソースの複雑化を避けるために、評価環境兼受入テスト環境として構築することは許容されますでしょうか。差別化の要因がございましたら、ご指示頂けますでしょうか。	貴府要求内容の明確化のため。	評価環境兼受入テスト環境として構築することは可能です。
10	14	2.1.5. 移行 (1) データ移行及びデータ更新の実施	「現行地震DISで保有するデータは次期地震DISまたは次期総合防災情報システムへ全て移行し、次期地震DISにおいても利用できることにすること。」と記載されていますが、「次期総合防災情報システム」にデータ移行し、動作確認するまでが本業務の作業範囲に含まれるのでしょうか。もしくは、現行地震DISのデータを渡すまでであり、移行作業は「次期総合防災情報システム」の受注者が実施するのでしょうか。また、後者の現行地震DISのデータを次期総合防災情報システムへ渡すまでであれば次期総合防災情報システムで受け取れる形式に本業務で変換まで実施するものと考えれば良いでしょうか。	作業工数見積りに影響するため。	本業務においては、提供された現行地震DISで保有するデータから次期地震DISへ移行が必要となるデータを抽出し、次期地震DISに登録を行います。次期総合防災情報システムへ移行が必要となるデータの抽出、登録は「次期総合防災情報システム詳細設計・構築業務」受注者が実施します。 業務範囲の明確化のため、仕様書を修正しました。
11	14	2.1.5. 移行 (2) 事業者間連携	「その中から必要なデータを抽出して次期地震DISへ移行すること。」と記述されておりますが、(1)データ移行及びデータ更新の実施の項目では、「現行地震DISで保有するデータは次期地震DISまたは次期総合防災情報システムへ全て移行し、」と記述あり、矛盾しているように見受けられます。データは全て移行する必要がありますでしょうか。	貴府要求内容の明確化のため。 全ては不要な場合、必要な移行データの範囲を内閣府（防災担当）と調整のうえ、移行すること」等に見直しご検討頂きたくお願い致します。	頂番10に同じ。
12	14	2.1.5. 移行 (2) 事業者間連携	現行総合防災情報システム運用保守事業者より提供される現行地震DISのデータには基礎データも含まれる認識で宜しいでしょうか。	貴府要求内容の明確化のため。	ご認識の通りです。 基礎データも含まれます。
13	14	2.1.5. 移行 (2) 事業者間連携	現行保守業者からデータ提供されるとのことですが、データの仕様等についても開示すると記載をお願いします。	データだけ提供されても、そのデータの仕様が開示されなければ移行することができないため。	ご指摘の通り、仕様書を修正しました。
14	14	2.1.5. 移行 (2) 事業者間連携	下記、下線部の記述追記をご検討頂きたく、お願い申し上げます。  「移行するデータについては、総合防災情報システムの保守運用業者から現行地震DISのデータが提供されることから、その中から必要なデータを抽出して次期地震DISへ移行すること。作業にあたっては総合防災情報システム保守運用事業者と連携して行うこととし、稼働中の総合防災情報システムに影響を与えないこと。なお、総合防災情報システムの保守運用業者によるデータ抽出作業費は本調達の範囲外とする。」	本調達における作業範囲の明確化のため。	ご指摘の通り、仕様書を修正しました。

15	17	2.1.9. 保守・運用設計及び引継ぎ	<p>4/27付で官報公示された「次期総合防災情報システム等 機器調達・保守業務」の調達仕様書には、機器等納品後本業務の受託者と密に連携を取って保守作業を行う旨記載がございますが、本仕様書上に関連する項目が無いと見受けられます。現在官報公示中の「次期総合防災情報システム 詳細設計・構築業務」の仕様書同様、下記項目の追記をご検討お願い致します。</p> <p>「納品された機器の OS のパッチ当て等の作業に加え、インストールしたミドルウェア、ソフトウェアのメンテナンスを適宜行う。なお、OS の更新作業は「次期総合防災情報システム等 機器調達・保守業務」の受注者が2 か月に1 度程度行うが、内閣府（防災担当）の指示の下で、作業に協力をする。また、障害発生時の1 次切り分けを行い、機器故障が原因と判明した場合は、本業務の受託者から納品された保守業者に連絡し、対応を依頼する。また、内閣府（防災担当）が必要と判断した場合は、修理に立ち会い、さらに、修理後対象の機器が正常に復旧したことを確認したうえで、内閣府（防災担当）に報告する</p>	並行業務との作業抜け・漏れが無いよう本業務の範囲を明確化するため。	ご指摘の通り、仕様書を修正しました。
16	18	2.1.9. 保守・運用設計及び引継ぎ (4) 引継ぎ	<p>以下のように記載ありますが、評価の実施は令和6年度の運用保守事業者に行っていたと認識で良いでしょうか。</p> <p>また、「引継ぎの評価」を実施する主体は貴府を想定していますでしょうか。</p> <p>「引継ぎ計画書においては、引継ぎ体制、体制における役割、詳細なスケジュール、引継ぎ方法、引継ぎ結果の評価方法・評価基準等を明確にすること。」</p>	作業範囲の明確化のため。	ご認識の通りです。
17	19-20	2.2. 成果物 (1) 成果物 表2 納入成果物一覧 12~14	<p>本項の成果物の名称について、以下のとおり記載がございますが、関連する次期地震DIS 保守・運用業務については別調達につき、本調達の範囲においては「要件定義書」或いは、各種計画書「案」の提出とするのが適切と考えます。ご検討のほど宜しくお願い致します。</p> <p>中長期運用・保守作業計画書 運用計画書 保守作業計画書</p>	P7のとおりR6年度の「次期地震被害早期評価システム 保守・運用業務」は一般競争入札による別調達の認識であり、正式な各種計画書は当該契約内で策定するのが適切と考えられるため。	本業務で納品される各種計画書は、案ではない認識です。但し、ご指摘の通り、後続の「次期地震被害早期評価システム 保守・運用業務」は一般競争入札による調達のため、必ずしもこの各種計画書通りに実施しなければならないという縛りを設ける予定はありません。
18	20	2.2. 成果物 (1) 成果物 表2 納入成果物一覧 15	<p>表2 15項「引継ぎ実施報告書」は、令和6年2月29日納入期限となっておりますが、P7 表1.3項では、「次期地震被害早期評価システム保守・運用業務」の実施予定は令和6年4月~との記載がございます。本業務の納期までに次期地震DISの保守・運用事業者は確定せず、引継ぎ実施報告まで本業務内で実施することは困難と思われるので、削除をご検討願います。</p>	本業務での実施内容明確化のため。	表2 納入成果物一覧から引継ぎ実施報告書を削除しました。本業務内で実施した作業内容等を報告いただく必要はあることから、仕様書18頁の記載を修正しました。
19	27	4.1. 実施要件 (2)	<p>本業務と「次期総合防災情報システム詳細設計・構築業務」について、調達を一本化することについてご検討頂きたくお願い致します。</p>	本業務は「次期総合防災情報システム詳細設計・構築業務」と密に関連する事業であり、テスト計画策定の他、今後の保守作業計画を策定するうえで、調達を一本化できたほうが効率化できると想定されるため。	本業務と「次期総合防災情報システム詳細設計・構築業務」は別調達といたします。
20	33	5.4. 契約不適合責任	<p>下記の追記をご検討お願い致します。</p> <p>「受注者は、本調達について検収を行った日を起算日として1年間、成果物に対する仕様書との不一致（契約不適合品）が発見された場合、契約不適合責任を負うものとする」</p>	契約不適合品の明確化のため。	ご指摘の通り、仕様書を修正しました。
21	35	6.1. 入札参加要件（実績・資格等） (4)	<p>「以下に示す資格を有するものをガバメントクラウドの払い出しの際にデジタル庁が要求する期間配置すること。」との記載がございますが、採用するガバメントクラウドは本業務内で決定するものと理解しているため、提案時点でこれらの全ての資格保有者を確保する必要はなく、受託者及び採用するガバメントクラウドが確定した後に必要な資格を保有する技術者を本業務にアサインするという提案で問題ないでしょうか。</p>	決まっていないクラウドの有資格者を提案時に確保するのは、意味がないため。	技術等提案の時点で具体的に提示する必要はありませんが、いずれかの資格保有者を配置する必要があるため、それを確認できるような形で記載を想定します。
22	36	6.2. 入札参加資格 (4)	<p>本項の下線部は「指名」停止の誤記かと思われるので念のためご確認お願い致します。</p> <p>(4) 内閣府本府における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく氏名停止措置を受けていないこと。</p>		ご指摘の通り、仕様書を修正しました。
23	36	7.2. 再委託に関する事項 (2) 承認手続き ア.	<p>主たる部分を再委託できるように読み取れるため、7.2.(1)と齟齬が生じているようです。「一部を」の誤記ではないでしょうか。</p>		ご指摘の通り、仕様書を修正しました。
24	42	別紙2（資料貸与申込書）	<p>内閣府政策総括官（防災担当）付 参事官（防災デジタル・物資支援担当）殿</p>		ご指摘の通り、仕様書を修正しました。